

## 東小倉少年野球部ペガサス 規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本団体を「東小倉少年野球部ペガサス」(以下「本団体」と称する。

(所在地)

第2条 本団体の所在地を 神奈川県川崎市幸区東小倉1-1-1 に置く。

(目的)

第3条 地域に少年野球を普及し、野球を通じて少年少女の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動内容)

第4条 本団体は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 野球の練習、大会への参加
- ② 少年野球を通じた団体間の交流
- ③ 指導者の育成
- ④ 部員、会員、監督・コーチ相互の親睦
- ⑤ 地域貢献・社会奉仕活動  
※ 東小倉子ども会への入会、子ども会主催イベントへの参加を含む。
- ⑥ その他本団体の目的に即した活動

(設立年月日)

第5条 本団体は1986年4月1日に設立する。

### 第2章 会員及び部員

(会員及び部員)

第6条 本団体は小学生の軟式野球チームとする。  
本団体に入部した小学生は部員、その保護者は会員となり、共に本団体の構成員となる。

(部費)

第7条 会員は別に定める部費を納入しなければならない。  
毎年4月、7月、10月、1月に3ヶ月分を会計担当に前納する。

(入部)

第8条 入部を希望する小学生の保護者は、入部する意思を部長に伝えるとともに、別に定める入部金を納入しなければならない。  
部長が入部意思を確認した日をもって入部とする。

(卒団・退部)

第9条 (1) 6年生部員は当該年度の3月31日をもって卒団となる。  
(2) 部員は、会員が部長に理由を添えて申し出ることにより退部することができる。

(除名)

- 第10条 部長は会員に次の行為が認められる場合には、父母会の同意を得て部員を除名することができる。
- ① 部費を長期間滞納した場合
  - ② 本団体の名誉を棄損した場合
  - ③ 本団体の秩序を乱した場合

(会費等の返還)

- 第11条 退部または除名した会員は、退部月までの部費を納入することとし、前納分は返還する。

### 第3章 代表、運営担当、部長、監督・ベンチコーチ、マネージャー・サブマネージャー

(運営担当)

- 第12条 本団体は、部長（1名）、監督（1名）、ベンチコーチ（2名）、マネージャー（1名）、サブマネージャー（2名）を運営担当とする。

(選任)

- 第13条 運営担当は毎年度初めの父母会において選任、承認される。

(代表)

- 第14条
- (1) 代表は、東小倉子ども会会長とする。
  - (2) 代表は、本団体が本団体活動内容を随時確認・俯瞰し、意見忠告並びに決定権を有する。
  - (3) 代表は、本団体の運営について、父母会の指名に基づき、部長を任命する。また、権限を部長に委譲できるものとする。

(部長)

- 第16条
- (1) 部長は、本会員を代表し、本団体の活動を統括する。
  - (2) 部長は、毎年度初めの父母会の互選により選任される。

(任期)

- 第15条
- (1) 運営担当の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - (2) 部長は、次の行為がある場合は運営担当を任期中に解任することができる。
    - ① 本団体の名誉を棄損する行為が認められた場合
    - ② 本団体の秩序を乱す行為が認められた場合

(監督・ベンチコーチ)

- 第16条
- (1) 監督、ベンチコーチは毎年度初めの父母会承認を得て、部長が任免する。
  - (2) 監督、ベンチコーチはボランティア（無給）とする。

(マネージャー・サブマネージャー)

- 第17条
- (1) マネージャー、サブマネージャーは毎年度初めの父母会において選任、承認される。
  - (2) マネージャー、サブマネージャーはボランティア（無給）とする。
  - (3) マネージャー、サブマネージャーは会員を代表し、本団体の活動を支援するため、会員を統括する。

## 第4章 会議

(会議)

第18条 会議は父母会、運営担当会議、コーチ会とする。

(構成)

第19条 (1) 父母会は、運営担当と会員をもって構成する。  
(2) 運営担当会議は、部長、監督、ベンチコーチ、マネージャー、サブマネージャーをもって構成する。  
(3) コーチ会は、監督、ベンチコーチ、コーチをもって構成する。

(役割)

第20条 (1) 父母会はこの規約に定めるものの他、次の事項を決定及び執行する。また、運営担当会議の協力依頼に基づき、本団体の運営支援に必要な事項を協議、執行する。  
① 活動計画の決定  
② 活動報告の了承  
③ 会費、入部金の額の決定  
④ その他、本団体の運営に関する事項の決議  
(2) 運営担当会議は本団体の活動に必要な事項を決定及び執行する。  
① 父母会の決議した事項の執行  
② 父母会への付議事項の決定  
③ 父母会の決議を要しない通常の活動の執行  
④ その他、本団体の運営に関する重要な事項の決議及び執行  
(3) コーチ会は運営担当会議の方針の下、部員の指導・育成計画を協議し、執行する。

(開催)

第21条 (1) 父母会は、毎年度初めの4月～6月の間に開催する。必要に応じて臨時父母会を開催する。父母会の招集、議長は部長が行う。  
(2) 運営担当会議、コーチ会は随時開催する。

(決議)

第22条 (1) 父母会は構成員の3分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は部長が決定するものとする。  
(2) 運営担当会議の議事は全員の同意をもって決定する。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 本団体の資産は以下の通りである。  
① 部費及び入部金  
② 寄付金品  
③ 資産から生ずる収入  
④ その他の収入

(経費の支払い)

第24条 本団体の経費は運営担当会議によって決定されたものに基づき、資産をもって支払う。

第25条 (1) 本団体の予算は運営担当会議によって決議され、父母会の承認をもって定められる。

(2) 収支決算は年度終了後3ヶ月以内を目途として父母会の承認を得なければならない。  
ただし、毎年度初めの父母会において収支決算見通しに関する事前説明が行われ、その内容について承認を得た場合に限り、収支決算報告を父母会の構成員に通知することをもって父母会の承認が得られたこととすることができる。

(会計年度)

第26条 本団体の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計、会計監査)

第27条 会計、会計監査は会員の構成員の中から選任する。

## 第6章 規約の変更

第28条 この規約の変更は、運営担当会議の審議を経て父母会に付議し、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

## 第7章 雑則

第29条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に定められているものを除き、運営担当会議で定める。

附則 この規約は2016年7月3日に制定・施行する。

改訂履歴 2017年10月22日改訂

①部長職設置

②部長職設置に伴い会議等の変更

2018年 2月25日改訂

①チーム名改訂「東小倉少年野球部ペガサス」

2019年 1月10日改訂

①所在地改訂 神奈川県川崎市幸区東小倉 16-11

2021年11月20日改訂

①所在地改訂 神奈川県川崎市幸区東小倉 11-1-1